

## 論点1 認定こども園に移行する場合の需給調整について

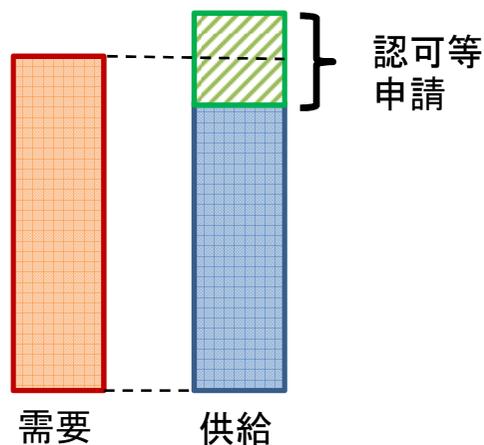
### 基本指針から

幼稚園、保育所から認定こども園への移行を促進するため、一定の配慮が必要とされている。  
 このため都道府県は、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合、  
**需要+「都道府県計画で定める数」>供給** であれば、原則認可・認定することとされている。  
 この「都道府県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定することとされている。

### 論点

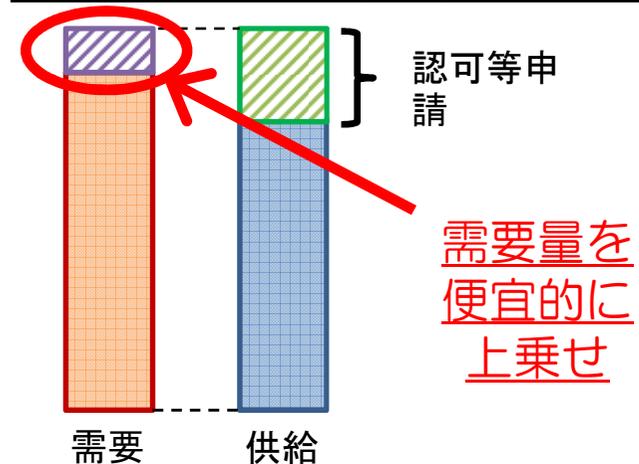
認定こども園の認可、認定に当たり、和歌山県が上乗せする需要量（「都道府県計画で定める数」）は、和歌山県の判断により、和歌山県の支援計画に記載することになる。認定こども園への移行希望を踏まえ設定することになるが、上乗せする需要量について、以下のような考え方でよいか。

原則としては



新たに認可・認定すると、供給過剰となるため、認可・認定しなくてもよい。

認定こども園への移行促進のため

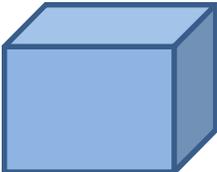


既存施設の場合、和歌山県が便宜的に上乗せした需要量に供給量が達するまで、認可・認定をする。

# 「都道府県計画で定める数」のイメージ

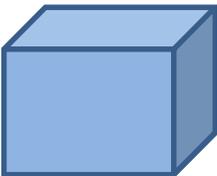
A市

**B幼稚園**



1号 40人  
2号 30人  
3号 30人

**C保育所**



1号 20人  
2号 35人  
3号 35人



市町村ごと、施設ごとに、認定こども園への移行に関する意向を確認



・8月中に取りまとめて、9月の県子ども子育て会議に報告。  
・県計画に反映



	幼稚園から認定こども園への移行の申請があった場合における「都道府県計画で定める数」	保育所から認定こども園への移行の申請があった場合における「都道府県計画で定める数」
A市	1号40人、2号30人、3号30人	1号20人、2号35人、3号35人
:		
X町	◎◎人	□□人